

クルーズ等訪日旅客への多言語観光情報発信事業業務委託仕様書

1. 件名

クルーズ等訪日旅客への多言語観光情報発信事業業務委託

2. 目的

本市の「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録が決定し、クルーズ船が多く寄港する小木町では、国の文化審議会から重要伝統的建造物群保存地区への選定を受けており、益々クルーズ旅客の増加が期待される場所である。

観光資源の文化的価値を正しく理解してもらうべく、本市では受入環境の充実化を計り、多言語で観光情報等を提供しているところであるが、旅ナカでの佐渡金銀山や重要建造物群保存地区などの詳しい情報が効果的に提供できていない状況にある。また、かつて作成した外国語版エリアマップ等も情報が古くなっており、クルーズ旅客に対して佐渡島が有する文化や歴史、町並みのすばらしさを伝える媒体が十分とは言えない状況といえる。

そこで本事業ではクルーズ船乗客を含めた訪日外国人観光客に対し、佐渡金山を筆頭とした佐渡固有の文化等の正確で詳細な情報提供ができるデジタルパンフレットを作成し、観光情報更新の迅速化やログ解析による効果測定等を通じて訪日外国人観光客の満足度向上を図ることを目的とする。また同デジタルパンフレットを小木港・両津港のプロモーションで活用し、新たな寄港の誘致に努め、旅ナカでの観光案内等においても活用し、小木港を中心とした小木地区、佐渡金山を有する相川地区においてクルーズ旅客のまち歩きを促進することで佐渡ならではの文化等を理解してもらい、更なる満足度向上に繋げ、地域内での周遊を活性化させることで、地元の飲食店や商店等での消費を誘発することも目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4. 業務内容

(1) 訪日外国人観光客へのおもてなしと利便性の向上のため、クルーズ船乗客を含めた訪日外国人観光客向けの観光情報を集約・整理し、デジタルパンフレットを作成する。デジタル観光パンフレット作成に係る企画、編集、デザイン、取材、写真撮影、原稿作成等の必要なすべての作業を行う。なお、本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて佐渡市が保有する資料等を随時提供する。

- ① 対象は佐渡市小木地域と相川地域の2地域で、両地域で英語及び日本語版を作成する。
- ② 小木地域については、A4判8ページ程度とし、既存の各種日本語及び英語の観光

パンフレット等を参照し、企画から編集を行うものとし、対象者に対する有用な情報をまとめあげ、必要に応じて取材等も実施すること。

- ③ 相川地域については、A4判8ページ程度とし、既存の総合的な英語版のガイドマップ等を中心に参照し、情報を再点検しつつ企画し、対象者に対する有用な情報をまとめあげ、必要に応じて取材なども実施すること。
- ④ コンテンツの選定やレイアウト決定については一般社団法人佐渡観光交流機構（以降、機構とする）及び佐渡市観光振興課と協議するものとする。
- ⑤ 両地域の英語版の英訳及びネイティブチェックは受託者において行う事。なお、英語版の校正については佐渡市の国際交流員が中心となって行うこととする。
- ⑥ デジタルパンフレットは、Google Analytics で計測を行っている下記の佐渡市公式観光情報サイト「さど観光ナビ」へ掲載し動作可能なものとする。

<https://www.visitsado.com/pamphlet/>

※Google Tag Manger の計測タグを組み込んだデータで納品すること。

(2) デジタルパンフレット作成時、提案者の強みを生かし、以下のデジタル技術を活用した機能に関して、予算の範囲内で独自提案を積極的に行うこと。なお、最終的な企画内容に関しては、委託者と協議の上で決定すること。

- ① デジタル技術を活用し、以下の機能を盛り込むこと。
 - 1). 利用者が閲覧したページ、掲載内容ごとのアクセス数や、拡大閲覧箇所等を解析できる機能。
 - 2). 今後の参考として上記1).を含めた活用可能なデータを、期間等を指定したレポート報告にまとめることができる機能。
 - 3). その他デジタルパンフレットの強みを生かした独自提案機能。

5. 業務の実施

業務の実施にあたっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

6. 成果品及び成果報告

本業務の成果物として、令和7年3月14日（金）までに以下を提出すること。

(1) 業務実績報告書 1部

報告書書式は任意とし、実施状況の結果等がわかるよう報告書にまとめ、契約書と同一の押印をすること。

【実績報告時の留意点】

本事業は、「観光振興事業費補助金(クルーズ等訪日旅客の受入促進事業)」(国土交通省)を活用した事業であり、実績報告時に精算書類(領収書、金額根拠のわかる資料など)の確

認をすることがあるので、必ず受託者において作成・保管すること。

(2) デジタルパンフレット 小木地域・相川地域 日本語及び英語 各 1式

下記の佐渡市公式観光情報サイト「さど観光ナビ」へ設置可能なデジタルパンフレットのデータ一式 (HTML5 等) と、デジタルパンフレットと同内容の PDF ファイルを提出すること。

<https://www.visitsado.com/pamphlet/>

7. 報告・調査等

委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

8. 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9. 知的財産権の帰属等

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等 (以下、「権利留保分」という。) については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

(2) 成果物は、委託者が自由に二次使用 (加工、ホームページへの掲載等) できるものとする。

(3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

(4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

10. その他

(1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者

に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。